

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中

<https://www.rosei.jp/lawdb/>

社会保険・厚生関係

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の概要 および改正に伴う実務上の留意点

平成28年5月24日の衆議院本会議にて、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、6月3日に公布された（平28. 6. 3 法律66）。今回の改正は、企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、①個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直し、②小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、③個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講じるなどとなっている。本稿では、主な改正の内容と実務上の留意点について解説する。

※以下本文では、確定拠出年金を「DC」、確定給付企業年金を「DB」と略す。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平28. 6. 3 法律66）

浅野路子 特定社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1. 今回の主な改正点

【1】企業年金制度の普及および拡大

(1)「簡易型DC制度」の創設【施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内で政令で定める日】

これまで、DCを導入する場合、承認申請の際に提出しなければならない書類が多岐にわたり、特に中小企業においては、「事務負担等により導入に踏み切れない」という声も少なくなかった。

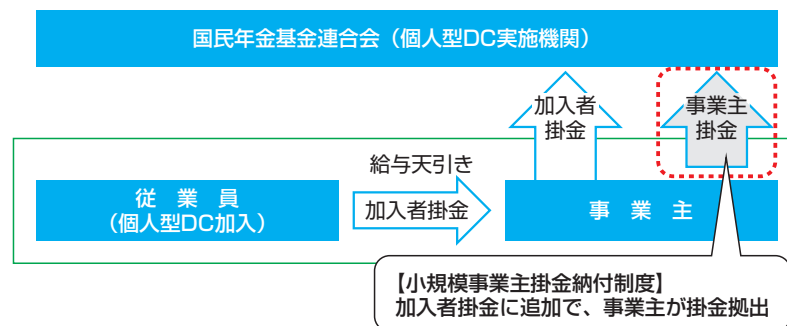
今回の改正では、承認申請の際に提出が必要な

書類のうち一部を省略できるようになる。

省略できるのは、運営管理業務の委託に係る契約書、資産管理契約の契約書等とされており、今後、厚生労働省令で詳細が定められることとなっている。

対象となるのは、従業員100人以下の中小企業で、承認申請時に必要な書類が半分以下となる見込みで、事務負担が軽減されるため、中小企業におけるDC制度の普及が期待される。

図表1 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度



資料出所：厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を一部加工（[図表4、7～8]も同じ）

(2)「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の

創設【施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内で政令で定める日】

個人型DCは、加入者のみ掛金を拠出できる制度となっていたが、今回の改正により、従業員100人以下の中小企業を対象に、事業主が個人型DCの加入者である従業員に対して、追加で掛金を拠出できるようになる。

掛金を拠出する場合は、過半数労働組合（過半数労働組合がない場合は過半数代表者）の同意を得て、年1回以上、定期的に拠出することとされる。

これにより、企業型DCの導入および実施が困難な中小企業においても、DC制度を利用することができるようになる[図表1]。

(3)DC拠出規制単位の年単位化【施行日：平成30年1月1日】

改正前の企業型DCの掛金は月単位で拠出限度額が定められている。

企業型DC（DCのみ）の拠出限度額は月額5万5000円で、仮に前月に限度額未満の拠出をした場合でも、使い残しを翌月に繰り越して拠出することはできない。

今回の改正により、企業型DCと個人型DCの両方で、拠出限度額が月額から年額での規制となり、企業型DCの場合、年額66万円になる[図表2]。

これにより、年額の範囲内であれば、例えば賞与支給時等に拠出額を増額させる等、柔軟な拠出が可能となる[図表3]。

【2】個人型DCの加入可能範囲の拡大等

(1)加入可能範囲の拡大【平成29年1月1日】

厚生労働省の資料によれば、現行のDC制度加入者は約482万人で、これまで、個人型DCの場合は自営業者および企業型年金制度の対象となっていない企業の従業員、企業型DCの場合は、実施企業に雇用される従業員が加入対象となっていた。

今回の改正では、個人型DCの加入対象者の範囲が拡大され（全体像は[図表4]のとおり）、国民年金第3号被保険者や企業年金制度加入者（企業型DC加入者については規約で定めた場合に限る）、公務員等共済加入者についても加入することができるようになる。

これにより、すべての公的年金被保険者がDC制度の対象となることから、多様化するライフスタイルや就労形態等に合わせて、生涯にわたり継続的に老後に備えることができるようになる。

(2)年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充【平成29年1月1日】

DC制度では、資産が加入者ごとに管理されているため、仮に加入者が離職または転職した場合であっても、他の年金制度に資産を移換することができる。

今回の改正では、制度間（例：DC→DB）の資産移換（ポータビリティ）が拡充される。

改正後の全体像は[図表5]のとおりで、これまで移換することができなかったDC（企業型・個人型ともに）からDBへの移換等ができるようになる。

例えば、企業型DCから転職先のDBに移換する場合、DCの加入期間がDB移換後に通算されるため、DBでの加入期間だけでは将来年金が受給できないようなケースでも、加入期間が通算されることで将来年金として受給できるようになる[図表6]。

[3]DCの運用改善【施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内で政令で定める日】

(1)継続投資教育の努力義務化

DCは、事業主等が拠出した掛金を、加入者自らが自己の責任において運用を指図し、その運用結果に基づく給付を老後に受け取る制度である。

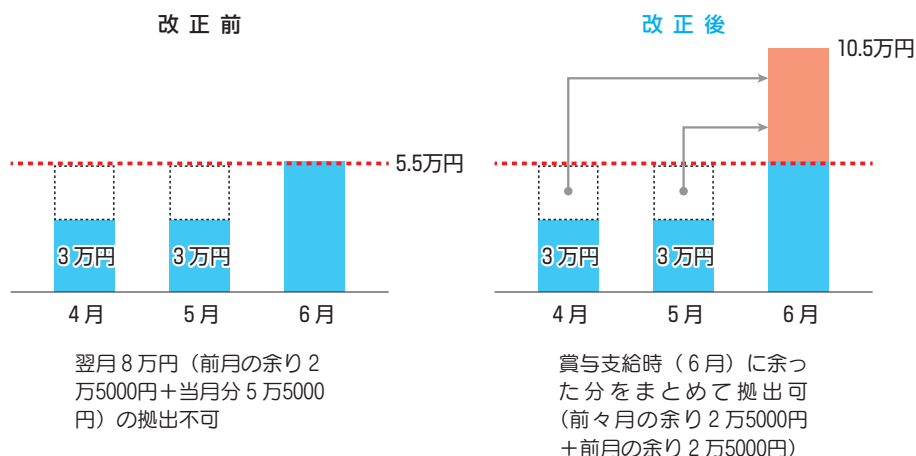
したがって、給付を受けるまでの間における掛金の運用が将来の給付額を大きく左右するため、加入者の運用商品の選択等が大変重要であるが、すべての加入者について、投資に関する専門的な知識が豊富であるとはいえず、運用が困難であると感じている加入者も少なくない。

図表2 事業主掛金の拠出限度額

	企 業 型		個 人 型			
	DCのみ	DB・DC併用	自営業者	第3号 被保険者	第2号 被保険者 (DCのみ) [注1]	第2号 被保険者 (DC・DB併用、DBのみ) [注2]
改正前（月額）	5.5万円	2.75万円	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円
改正後（年額）	66万円	33万円	81.6万円	27.6万円	24万円	14.4万円

- [注] 1. 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円（月額3.5万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。
2. 企業型DCとDBの併用の場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円（月額1.55万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

**図表3 拠出限度額の規制単位が「月単位」から「年単位」に変更
（例：3万円拠出した場合）**



図表 4 個人型DCの加入可能範囲が拡大(部分)

対象が拡大		現行の加入対象		対象が拡大		
拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円)	拠出限度額 年額81.6万円 (月額6.8万円) ※国民年金基金 との合算枠 [現行と同じ]	拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円) [現行と同じ]	拠出限度額 年額24.0万円 (月額2.0万円)	企業型DC 拠出限度額 年額33万円 (月額2.75万円)	拠出限度額 年額14.4万円 (月額1.2万円)	
			企業型DC 拠出限度額 年額66万円 (月額5.5万円)	確定給付型年金 (厚生年金基金) 確定給付企業年金 私学共済など 拠出限度額なし	確定給付型年金 (厚生年金基金) (確定給付企業年金 私学共済など) 拠出限度額なし	年金払い 退職給付 保険料率上限 1.5% (法定)
国民年金基金 ※個人型DCと の重複加入可		厚生年金保険				
基礎年金						
国民年金 (第3号被保険者)	国民年金 (第1号被保険者)	国民年金 (第2号被保険者)			公務員 [被用者年金 一元化後]	

図表 5 ポータビリティ拡充の全体像(部分が改正部分で、○=移換可能、×=移換不可)

		移 換 先 の 制 度			
		DB	企業型DC	個人型DC	中小企業 退職金共済
移換前に 加入していた 制度	DB	○	○ (※1)	○ (※1)	× → ○ (※3)
	企業型DC	× → ○	○	○	× → ○ (※3)
	個人型DC	× → ○	○		×
	中小企業 退職金共済	○ (※2) → ○ (※2+※3)	× → ○ (※3)	×	○

(※1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申し出により、脱退一時金相当額を移換可能。
(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。
(※3) 合併等の場合に限って措置。

資料出所：厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(〔図表 6、9～10〕まで同じ)

DCを実施する事業主は、加入者である従業員に対して、投資教育を実施するよう法で定めているが、厚生労働省の資料によれば、2013年度において、導入時の投資教育はおおむね100%実施されているのに対し、制度導入後に繰り返し実施する投資教育（継続投資教育）の実施は55.2%にとどまっている。

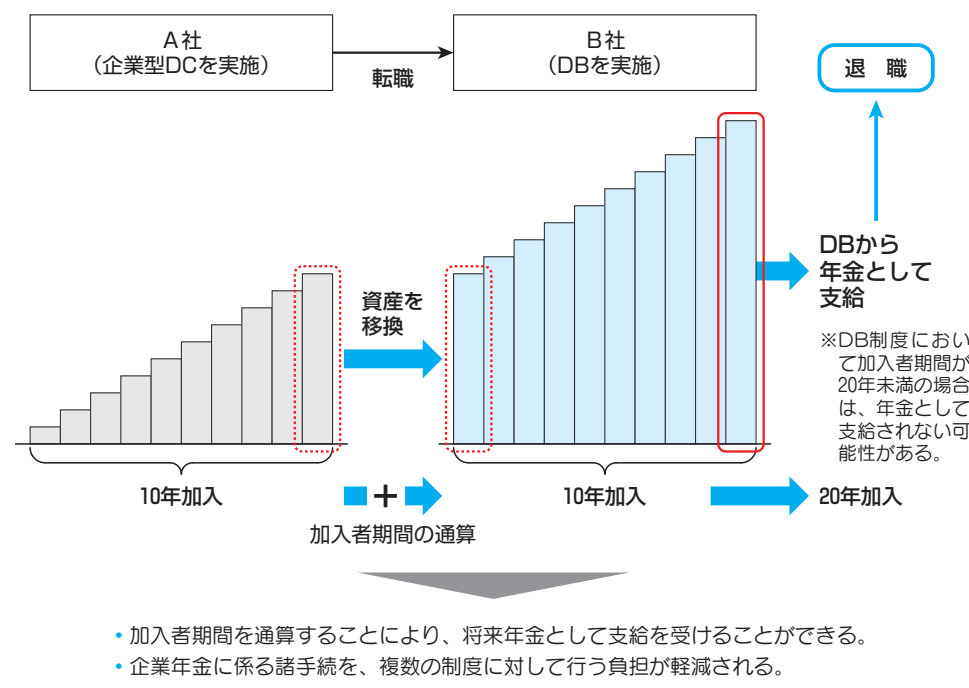
今回の改正では、実施が配慮義務となっている継続投資教育について、導入時と同様に努力義務

に引き上げられたことにより、加入者の投資知識等の向上が期待される【図表7】。

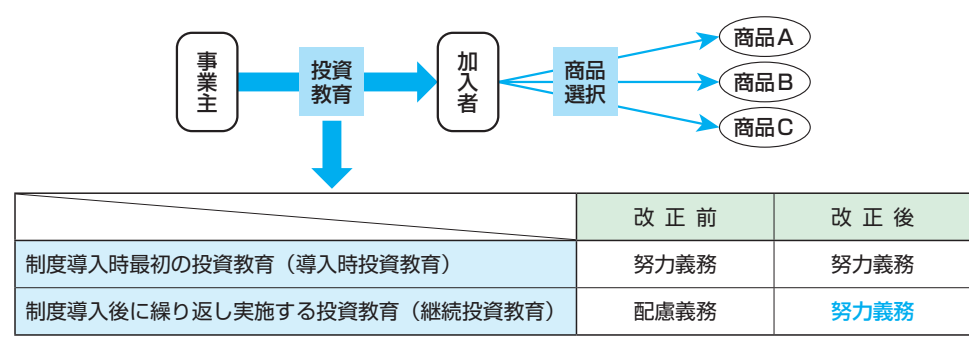
(2)運用商品提供数の抑制および運用商品除外規定の整備

DCでは、あらかじめ選定された運用商品の中から、加入者個人の判断によって投資先を決定するが、運用商品の提供数は、年々増加傾向にあり、加入者の意向により選択の幅が広がる一方、加入者が個々の商品内容を十分に理解した上で選択す

図表6 ポータビリティの拡充による利点(企業型DCからDBへ)



図表7 継続投資教育の努力義務化

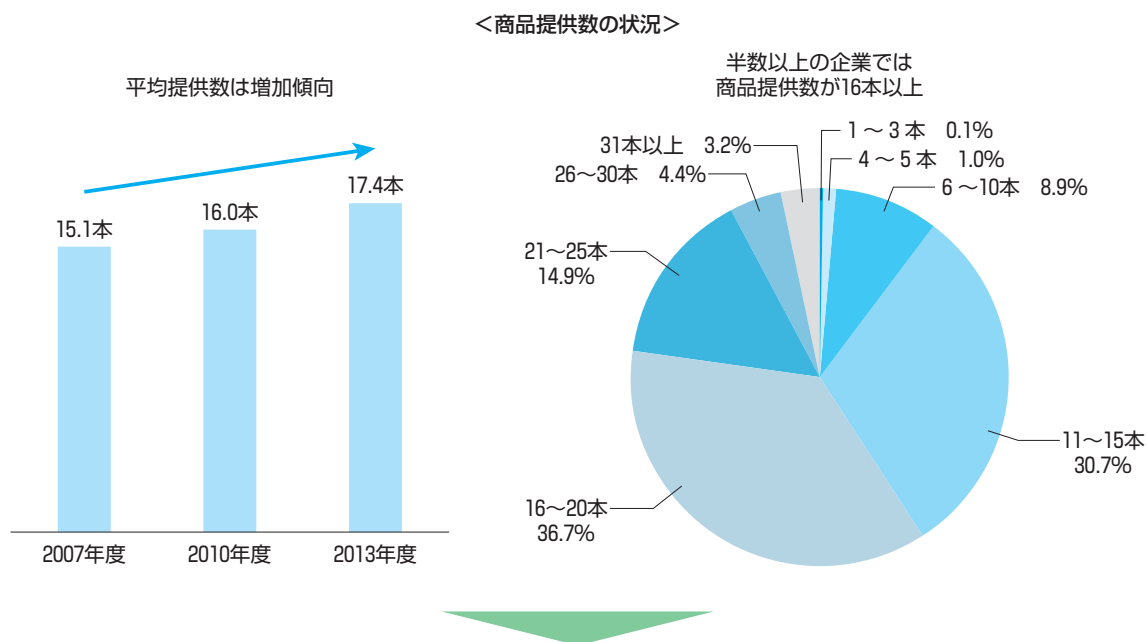


ることが難しい一面もある。

今回の改正では、運用商品提供数に一定の制限を設けて、加入者がより良い商品選択ができる程度にし、運用商品の厳選を促すこととされている。なお、具体的な商品提供数については、今後政令で定められる（ただし、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については制限対象外とする）。

また、これまで運用商品を除外する場合には、商品選択者全員の同意が必要とされ、運用商品の入れ替えが事実上は極めて困難であったが、今回の改正で、商品選択者の3分の2以上の同意があれば除外できることとされる（ただし、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前どおり全員の同意取得が必要）[図表8]。

図表8 運用商品提供数の抑制および運用商品除外規定



運用商品提供数の抑制

- 運用商品提供数は増加傾向にあり、加入者が個々の商品内容を吟味しつつ、より良い商品選択を行うことができる程度に商品選択肢を抑える必要。
- 改正前では、運用商品を除外する際は商品選択者全員の同意が必要で、商品の入れ替えが事実上極めて困難。



商品提供数の抑制

商品提供数について一定の制限を設けることにより運用商品の厳選を促す。
 ※具体的な数は政令で定める。
 ※施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外とする。

商品除外規定の整備

商品除外要件を商品選択者の一定割合（3分の2）以上の同意とする。
 ※施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前通り全員の同意の取得を要するものとする。

(3)運用商品の提供義務一本化

現行では、①少なくとも三つ以上の運用商品の提供、②一つ以上の元本確保型商品の提供が義務づけられているが、企業型DCにおいてはDBと比較すると運用資産構成に偏りが見られる。

今回の改正では、加入者の分散投資を促す目的で、リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供を義務づけることとされている[図表9]。

また、選択の失念等により、運用商品を選択しない加入者が一定数いることを踏まえて、あらかじめ定められた指定運用方法（いわゆるデフォルト商品）にかかる規定を整備することとされた。

指定運用方法の設定は事業主等の任意であるが、加入時における加入者への指定運用方法の内容周知や、加入者が一定期間商品選択を行わない

場合に自動的に指定運用方法を購入することとする等について整備される[図表10]。

2.実務上の留意点

「簡易型DC制度」や「小規模事業主掛金納付制度」の対象となる中小企業においては、制度導入・利用を希望する場合は、検討を始める必要がある。

また、既に企業型DCを実施している事業所においては、特に投資教育について、実施時期、方法等の見直しや、運用商品の見直し等について検討が求められる。

いずれの内容についても、今後厚生労働省令等により詳細が定められることとされているため、最新の情報を入手して対応に向けての準備を進める必要がある。

図表9 リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供義務への一本化

改正前	改正後
①少なくとも三つ以上の運用商品の提供	リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供 ※元本確保型商品については、提供義務から労使の合意に基づく提供に変更。
②一つ以上の元本確保型商品の提供	

図表10 指定運用方法の概要

- ①指定運用方法の設定は運営管理機関・事業主（以下、運営等）の任意
- ②運営等は、あらかじめ運用商品の中から一の商品を指定運用方法として指定し、加入者に加入時に指定運用方法の内容を周知
- ③加入者が商品選択を行わない場合、運営等は加入者に商品選択を行うよう通知
- ④通知してもなお商品選択を行わず一定期間経過した場合、自動的に指定運用方法を購入